

四日市市ケアマネジメント基本方針

四日市市健康福祉部介護保険課

四日市市健康福祉部高齢福祉課

介護保険法は、要介護状態となった高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護保険サービスの給付を行うことを目的としています。また、四日市市介護保険事業計画・四日市市高齢者福祉計画においては、本市の高齢者福祉における基本理念を掲げ、その実現に向けて各種施策を推進しています。

介護保険法の目的や本市の介護保険事業計画・高齢者福祉計画の理念の実現のためには、高齢者の自立支援、重度化防止及びQOL（生活の質）の向上に資する適切なケアマネジメントが行われることが大変重要となります。

こうしたことから、ケアマネジメントのあり方を、市と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員が共通認識を持つとともに、ケアマネジメントの質の向上及びより良い介護保険制度の運営と高齢者福祉の増進を図るため、下記のとおりケアマネジメントの基本方針を定めます。

記

1 居宅介護支援（居宅介護ケアマネジメント）に係る基本方針

- (1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- (4) 市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (6) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- (7) 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- (8) 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）に係る基本方針

- (1) その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- (4) 市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (6) 指定介護予防支援の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- (7) 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- (8) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- (9) 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）に係る基本方針

- (1) その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者又は団体から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- (4) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを策定しなければならない。
- (5) 自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。